

原油価格上昇等に係る経営環境変化対応資金

(セーフティネット貸付) 連動型給付金交付要綱

(令和4年7月8日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の上昇等により事業活動に影響を受けている中小企業者の資金繰り支援を行うため、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）を利用した場合に、予算の範囲内で給付金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 経営環境変化対応資金 | 原油価格上昇等に係る公庫の経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）（国民生活事業及び中小企業事業） |
| (2) 給付事業者 | 第6条の規定により給付金の交付の決定を受けた者 |
| (3) 給付対象融資 | 経営環境変化対応資金のうち、原油価格や物価の上昇等を理由に、令和4年2月25日から令和7年3月31日までの間に融資が実行されたものとする |

(給付金の交付対象者)

第3条 この給付金の交付を受けることができる者は次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

- (1) 市内に本店を有すること
個人事業主は市内に主たる事業所又は店舗を有すること
- (2) 原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響により、経営環境変化対応資金による貸付を受けた事業者であること
- (3) 交付申請及び交付決定時点において事業を継続していること
- (4) 市税の滞納がないこと。ただし、滞納があっても「市税納付計画書」があり、計画通りに納付が確認できる場合は、納税要件を満たすものとする

(市税の取扱い)

第4条 第3条第4号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(給付金の額等)

第5条 金銭消費貸借契約証書等で定められた融資実行時の利率に基づく3年間の利子相当分を給付金額とし、補給対象者あたり100万円を上限とする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、原油価格上昇等に係る経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)連動型給付金交付申請兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添えて、融資実行後速やかに市長へ提出するものとする。

- (1) 給付対象融資の実行が確認できる書類
- (2) 給付対象融資の支払見込み利息が確認できる書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告書が提出された場合は、書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、給付金の交付の決定及び給付金の額を確定するものとし、規則第6条規定による通知は、原油価格上昇等に係る経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)連動型給付金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定兼額の確定の通知があった日から10日を経過した日までに原油価格上昇等に係る経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)連動型給付金交付申請取下書(様式第3号)により行うものとする。

(給付金の交付)

第9条 給付事業者は、原油価格上昇等に係る経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)連動型給付金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求を受けたときは給付金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、給付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(給付金の返還)

第11条 市長は、給付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、給付事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、給付事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第13条 給付事業者は、当該給付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ給付金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月8日から実施する。

附 則 (令和5年4月1日改正)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則 (令和6年3月26日改正)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。